

平成27年第2回京丹波町議会定例会（第1号）

平成27年 6月 1日（月）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 平成27年 6月 1日

18日間

至 平成27年 6月18日

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 請願の委員会付託

第 6 議案第58号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 議案第59号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1 番 森 田 幸 子 君

2 番 松 村 篤 郎 君

3 番 原 田 寿 賀 美 君

4 番 梅 原 好 範 君

5 番 山 下 靖 夫 君

6 番 坂 本 美 智 代 君

7 番 岩 田 恵 一 君

8 番 北 尾 潤 君

9 番 鈴 木 利 明 君

10 番 篠 塚 信 太 郎 君

11 番 東 ま さ 子 君

- 1 2 番 山 崎 裕 二 君
- 1 3 番 村 山 良 夫 君
- 1 4 番 山 田 均 君
- 1 5 番 山 内 武 夫 君
- 1 6 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（22名）

- 町 長 寺 尾 豊 爾 君
- 副 町 長 畠 中 源 一 君
- 参 事 伴 田 邦 雄 君
- 参 事 山 田 洋 之 君
- 総 務 課 長 中 尾 達 也 君
- 監 理 課 長 木 南 哲 也 君
- 企 画 政 策 課 長 久 木 寿 一 君
- 税 務 課 長 松 山 征 義 君
- 住 民 課 長 長 澤 誠 君
- 保 健 福 祉 課 長 下 伊 豆 か お り 君
- 子 育 て 支 援 課 長 津 田 知 美 君
- 医 療 政 策 課 長 藤 田 正 則 君
- 農 林 振 興 課 長 栗 林 英 治 君
- 商 工 観 光 課 長 山 森 英 二 君
- 土 木 建 築 課 長 十 倉 隆 英 君
- 水 道 課 長 山 内 和 浩 君
- 会 計 管 理 者 谷 口 誠 君
- 瑞 穂 支 所 長 川 罵 勇 人 君
- 和 知 支 所 長 榎 川 諭 君
- 教 育 長 朝 子 照 夫 君
- 教 育 次 長 中 尾 裕 之 君
- 代 表 監 査 委 員 小 畑 圭 一 君

6 出席事務局職員（2名）

議 会 事 務 局 長	堂 本 光 浩
書 記	山 口 知 哉

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） それでは、改めまして、おはようございます。本日は大変お忙しい中、定刻に参集いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成27年第2回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、10番議員・篠塚信太郎君、11番議員・東 まさ子君を指名します。

《日程第2、会期の決定》

○議長（野口久之君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの18日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月18日までの18日間と決しました。

会期中の予定は、事前に配付の会期日程表のとおりでございます。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されています案件は、議案第58号ほか1件です。後日、町長から追加議案の提出があります。

提案説明のため、町長ほか関係者の出席を求めました。

5月11日、議会活性化特別委員会が開催され、今後の進め方等について協議いただきました。

5月28日に、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

また、同日に3常任委員会の合同の取り組みとして全員協議会を開催し、道の駅「京丹波

味夢の里」の現場踏査が実施されました。

本定例会までに受理した陳情書をお手元に配付しております。また、京丹波町監査委員より例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

京丹波町ケーブルテレビの自主放送番組録画放送のため、本定例会のビデオカメラによる撮影・収録を許可しましたので、報告いたします。

本日、本会議終了後、議員控室において、議会広報特別委員会が開催されます。委員の皆さんは大変ご苦労さんですが、よろしく願いをいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 《日程第4、行政報告》

○議長（野口久之君） 日程第4、行政報告を行います。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おはようございます。

本日ここに、平成27年第2回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

また、日頃、議員各位には、円滑な町政の推進にご支援、ご協力をいただいておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、5月には台風6号が近畿地方に接近するなど、例年にない早さで台風が発生しております。幸い農繁期を迎えた本町への影響もほとんどなく、田植え作業も無事に終わろうとしております。このまま台風等の被害もなく、順調に作物が育ち、実りの秋を迎えられますことを願うものであります。

一方、私たちの生活におきましては、昨年4月からの消費税増税による影響も一巡する中、個人消費は緩やかながらも持ち直しが持続していると判断されておりますが、電気料金をはじめとして、物価は上昇傾向にあり、家計への影響が懸念されるところであります。

このような状況の中で、国において新設されました「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を活用し、地域の消費喚起など景気の脆弱な部分にスピード感を持って対応するため、本町におきましてもスーパープレミアム商品券の販売を本日から行っているところでございます。ぜひ、1人でも多くの方にご利用いただきたいと思います。

さて、いよいよ念願でありました京都縦貫自動車道の全線開通が7月18日に決定いたしました。着工から実に34年の歳月をかけ完成の日を迎えます。京都縦貫自動車道の完成は、

本町のみならず京都府北部の活性化と、さらには京都府全体の発展を後押しするものでもあります。

同時に、本町におきましても、道の駅「京丹波 味夢の里」が開業することとなります。立地を生かし、本町の振興拠点施設として、その効果を発揮するものと期待しているところであります。開通日までには、関係機関が連携しましてさまざまなイベントも実施する予定としておりますので、多くの住民の皆さんにも、ぜひ参加いただき、完成を祝うとともに思い出をつくっていただきたいと思いますと思っております。

合併10年という節目の年に、本町を取り巻く情勢は大きく変貌を遂げようとしております。先に述べました京都縦貫自動車道の全線開通をはじめ、道の駅「京丹波 味夢の里」の開業など、核となる施設をまちづくりにいかに活用していくかが重要となってまいります。

このため、これまで取り組んでまいりました「安心」「活力」「愛」のあるまちづくりを、より確かなものとするため、計画いたしました各種事業を確実に実行してまいりたいと考えております。

まず、地域医療の充実では、関係医療機関との連携による京丹波町病院の医師確保等医療体制の確立と医療機器類等の更新による機能強化とともに保健・福祉・医療・介護の一層の連携強化を図り、地域包括医療の拡充に取り組んでまいります。

また、今年度も地域のサポーターによる「筋トレ・脳トレ教室」を開催し、地域型介護予防教室として住民の皆さんと一緒に取り組んでまいります。

次に、災害に強いまちづくりでは、土砂災害や原子力災害など、昨今の複雑多様化するさまざまな災害に対応するため、移動系防災行政無線の整備を図り、無線による災害現場からの情報収集や活動伝達体制を構築するとともに、計画的な消防車両の更新により、消防団の機動力強化に努めてまいります。

加えて、住民避難訓練の継続的な実施により、普段からの防災意識を高め、住民同士で支え合う共助の取り組みを推進してまいります。

また、原子力防災におきましては、関西電力高浜発電所に関して、京都府とUPZ圏内の関係7市町でつくる地域協議会におきまして、これまでに延べ3回の会議が開催されたところであります。事業者である関西電力、施設の安全を審査する原子力規制庁に対し、施設の安全性を担保する具体的な説明を求めているところですが、明確な回答がなされていない状況にあります。今後におきましても、地域協議会を通じ、住民の皆さんが、しっかりと理解していただける説明を求めていきたいと考えております。

次に、京都トレーニングセンターについてであります。京都府立丹波自然運動公園内に、

平成27年度末完成を目指し、現在造成工事が進められております。京都丹波地域のスポーツ振興の新たな交流基盤としての期待が高まっているところです。これからは、京都縦貫自動車道の全線開通の効果も見込まれるところでもあります。今後の運営を含めた効果的な活用に向けて対応いただくよう、京都府にもお願いしてまいります。

次に、本年度から地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図ることを目的に、地域おこし協力隊を設置したところでもあります。

この地域おこし協力隊は、農林水産業の振興、地域資源の発掘、観光の振興、地域の情報発信などに係る地域協力活動を行い、地域の活性化を図ることを目的としているものであります。現在、2名の隊員の方を採用し、活動していただいております。

次に、地方創生に係る取り組みであります。去る5月27日に、議会をはじめ関係機関など、各方面から総合計画審議会の委員として20名の方々に委嘱し、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の取り組みを始めたところです。

平成28年度に策定予定の第2次京丹波町総合計画にも、総合戦略を主要なプロジェクトとして位置づけ、総合計画と総合戦略を一体的に策定することとしております。委員の皆様方には、さまざまな見地からご審議いただきたいと考えております。

次に、農林業振興についてであります。その主要施策でもあります有害鳥獣対策につきましては、シカ対策では、これまでの実証実験の成果を活かし、多様な捕獲活動を実施するとともに、サル対策では、追い払い活動を推進しております。現在、各地域において追い払い用資材の取り扱い講習会を開催しているところであり、多くの方が関心を持ち、参加いただいております。追い払い活動は、地域ぐるみで継続して取り組んでいただくことで効果が上がるものと考えております。今後とも活力ある地域づくりを目指し、引き続き取り組みを強化してまいります。

次に、8月1日から8月5日にかけて「全国高等学校総合体育大会ホッケー競技大会」が、本町のグリーンランドみずほホッケー場をメイン会場として開催されます。ぜひ、多くの町民の皆さんに応援をいただき、新しく整備されましたホッケー場で白熱した試合が展開され、大会が盛り上がることを期待しております。

最後に、出納閉鎖を迎えました平成26年度の各会計決算見込みであります。一般会計では、歳入132億9,000万円、歳出129億7,000万円、収支は3億2,000万円となり、翌年度繰越財源を差し引いた実質収支では、6,000万円程度の黒字決算の見込みとなりました。

また、今年度実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は400万円の黒字と

なる見込みでございます。また、特別会計では、歳入69億円、歳出67億8,000万円、実質収支は7,000万円を見込むところでありまして、まずは健全な姿での決算が見込まれますことを報告させていただきます。

なお、病院事業会計につきましては、現在調整中でありまして、後日報告させていただきます。

今後とも引き続き業務の効率化と適正な予算執行に努め、さらなる財政の健全化に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長（野口久之君） 以上で行政報告を終わります。

《日程第5、請願の委員会付託》

○議長（野口久之君） 日程第5、請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり、総務文教常任委員会に付託したので、報告いたします。

《日程第6、案第58号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について～日程第7、議案第59号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） お諮りします。

ただいまから上程になります日程第6、議案第58号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第7、議案第59号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）までの議案につきましては、本日は提案理由の説明のみと、質疑、討論、採決は、後日の日程としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

これより、日程第6、議案第58号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第7、議案第59号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第58号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー制度の施行に基づく地方税法の一部改正に伴い、法の施行日、平成28年1月1日から、税務関係書類等において、個人番号及び法人番号の記載が必要となりますことから、これに対応するため、町条例の条文等において所要の整備を行うものであります。

議案第59号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）につきましては、補正前の額116億400万円に、今回3,392万2,000円を追加し、補正後の額を116億3,792万2,000円とすることをお願いしております。

今回の補正予算は、新たに取り組む事業を含め、事業の執行上必要とするものに限り、予算の補正をさせていただくものであります。

主な補正内容であります。総務費では、和知地区の旧和知第二小学校跡地を活用し、屋根付きの多目的交流施設の整備に伴う測量設計業務委託料として1,682万7,000円、現在整備を進めております和知地区の馬森、花ノ木団地の分譲に当たり、若い世帯の定住を促進するため、若者定住促進宅地購入補助金として900万円を計上しております。

同じく、総務費の地域資源活用推進事業では、現在取り組んでおりますバイオマス産業を軸とした環境に優しく災害に強いまちづくりを目指し、バイオマス産業都市構想を策定するための委託料等で429万5,000円を計上しております。

民生費では、町内の福祉施設において、短期入所の施設からグループホームへの転換に係る整備費に対し、公的介護施設等整備補助金として380万円を計上するものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長に求めます。

議案の説明は、日程順にお願いいたします。

松山税務課長。

○税務課長（松山征義君） おはようございます。

それでは、議案第58号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が、平成27年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正をお願いするものでございます。

なお、施行期日を本年4月1日とする必要のある改正につきましては、専決処分の措置によりまして、第2回臨時会におきまして、ご承認をいただいたところでございます。

今回は、それ以外の部分について、提案をさせていただくものでございます。

まず、地方税法の改正の概要につきましてご説明を申し上げます。

平成27年度の地方税制改正は、経済再生と財政健全化を両立するため、消費税率引き上げの施行日を変更することと合わせ、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生をより確実なものとするため、地方創生に取り組むため、成長志向に重点を置いた法人税改革としての法人事業税の改正や、ふるさと納税に係る個人住民税の寄附金控除制度の拡充措置が講じられるとともに、環境への負荷の少ない自動車を対象とした車体課税の見直しなど、必要な法改正が講じられたところでございます。

それでは、税条例の改正内容につきまして、その概要を新旧対照表によりまして、ご説明を申し上げます。

それでは、まず新旧対照表の1ページ並びにお手元にお配りをさせていただきました資料の1ページから3ページをごらんいただきたいというふうに思います。

第2条につきまして、通則に係ります用語を定めているところでございますけれども、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー制度の施行に基づく地方税法の改正に伴い、法の施行日から税務関係書類等において、個人番号及び法人番号の記載が必要となりましたことから、規定における条文等につきましても、法改正に基づいた所要の整理を行うものでございます。

次に、新旧対照表の2ページをごらんください。

第23条につきましては、地方税法の一部改正によりまして、法人町民税における恒久的施設に係る規定中の条文につきまして、法人事業税の規定と同様とすることとされました。このことに伴いまして、規定における引用条文等につきまして、法改正に基づいた所要の整理をさせていただくものでございます。

同じく新旧対照表2ページ、第33条につきましては、所得税法において国外転出時課税が創設されたことに基づきまして、個人住民税所得割の課税標準に係る地方税法の改正が行われたことに伴いまして、規定におきましても法改正に基づいた所要の整理をさせていただくものでございます。

次に、新旧対照表2ページから3ページでございます。

第36条の2につきましては、マイナンバー制度の施行に基づく地方税法の改正に伴いまして、税務関係書類等に個人番号または法人番号の記載が必要となりますことから、町民税の申告に係ります規定の条文等につきまして、法改正に基づいた所要の整理を行うものでございます。

次に、3ページでございます。

第36条の3の3につきましては、地方税法の改正に伴う適用条項のずれを整理させていただいたものでございます。

同じく3ページから4ページでございます。

第51条でございます。第51条につきましては、マイナンバー制度の施行に基づく地方税法の改正に伴いまして、税務関係書類等に個人番号または法人番号の記載が必要となりますことから、町民税の減免に係る規定の条項について、法改正に基づいた追加を行うものでございます。

同じく4ページから6ページでございます。

第63条の2並びに第63条の3につきましては、これにつきましても、マイナンバー制度の施行に基づく地方税法の改正に伴いまして、税務関係書類等に個人番号、または法人番号の記載が必要となりますことから、固定資産税の家屋に関する申告に係ります規定の条文等につきまして、法改正に基づいた所要の整理を行うものでございます。

同じく6ページから8ページにつきまして、第71条並びに第74条、同じく第74条の2につきましても、これにつきましても、マイナンバー制度の施行に基づく地方税法の改正に伴いまして、固定資産税における減免等の申告に係る規定の条文等につきまして、法改正に基づいた所要の整理を行うものでございます。

次に、8ページから10ページでございます。

第89条並びに第90条、同じく第139条の2につきまして、これにつきましても、マイナンバー制度の施行に基づく地方税法の改正に伴いまして、軽自動車税及び特別土地保有税における減免等の申告に係る規定の条文等につきまして、法改正に基づいた所要の整理を行うものでございます。

同じく10ページから11ページでございます。

附則第4条につきましては、地方税法の改正に伴います適用条項のずれにつきまして、所要の整理をさせていただくものでございます。

次に、11ページから15ページでございます。

附則第10条の3につきまして、第1項から第9項までの各項におきまして、マイナンバー制度の施行に基づく地方税法の改正に伴いまして、税務関係書類等に個人番号、または法人番号の記載が必要となりますことから、固定資産税における新築住宅に関する申告に係ります規定の条文等につきまして、法改正に基づいた所要の整理を行うものでございます。

次に、新旧対照表15ページ及びお手元の資料4ページをごらんいただきたいと思います。

附則第16条の2につきましては、これも地方税法の改正によりまして、たばこ税に係ります3級品の紙巻きたばこにつきまして、現在適用されています特例税率を平成28年度分から平成31年度分までの4年間で段階的に縮減し、廃止することが定められたことによりまして、規定における関係条項の廃止など、法改正に基づいた所要の整理を行うものであります。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） それでは、続きまして、議案第59号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算に3,392万2,000円を追加し、補正後の額を116億3,792万2,000円とすることをお願いするものでございます。

それでは、ページをめくっていただきまして、第1表につきましては、後ほど事項別明細書により説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。合併特例事業債におきまして、1,420万円を増額しております。

この後、歳出のところでも説明をさせていただきますが、旧和知第二小学校跡地活用としまして、計画をしております屋根付きの多目的交流施設整備にかかります測量設計業務等委託料の財源として借り入れるものでございます。

発行額総額では15億9,120万円となります。このうち約75%の11億9,937万円が交付税算入をいただける地方債となるところでございます。

それでは、ページをめくっていただきまして、事項別明細書の4ページをごらんいただきたいと存じます。

2款、総務費、11目、地域振興事業費、地域交流拠点整備事業としまして、1,682万7,000円を計上しております。

旧和知第二小学校跡地活用といたしまして、屋根付きの多目的交流施設の整備を計画しまして、これにかかります測量設計業務等の委託料を計上するものでございます。

現在、和知地区に唯一ありましたパターゴルフやテニスができますスポーツ交流施設の自然双生運動公園が廃止をされたことから、地域住民の新たな交流施設の設置の要望が寄せら

れているところでございます。

また、災害発生時には、この地域の広域避難場所としても利用されることから、北部地域の広域防災拠点施設として位置づけ整備を行うものであり、全天候型のスポーツをはじめとした多目的交流施設を整備し、地域だけでなく、町全体の交流拠点施設としての活用を図ろうとするものでございます。

今年度につきましては、施設の整備に必要な調査測量設計費を計上するものでございます。

同じく、若者定住促進宅地購入補助金交付事業の900万円でございますが、平成26年度から造成工事を行っております和知地区馬森、花ノ木の両団地の宅地分譲に当たりまして、若者定住促進施策として宅地購入補助金を交付するものでありまして、1区画当たり100万円とするものでございます。

馬森団地で7区画、花ノ木団地で2区画の合計9区画で900万円を予算計上したところでございます。

この補助金の目的は、町有地の有効活用を図る観点から分譲宅地として整備し、本町への定住を促進することを目的として分譲を行い、加えて若者の定住を促進することを目的に補助金を交付するものでありまして、対象者は40歳未満で婚姻中の方、あるいは義務教育修了前の子どもがある方としております。

なお、参考としまして、別にお配りをしております要綱等の概要並びに区画等を示しました図面を準備しておりますので、後ほどご確認をいただけたらというふうに思っております。

次に、14目、地域資源活用推進費の地域資源活用推進事業429万5,000円でございます。

現在、本町では、京丹波町森づくり計画に基づき、木質のバイオマスエネルギーの活用に向けて取り組んでいるところでございます。

一方、国におきましては、木質に限らず全てのバイオマスを対象に、バイオマスを軸とするまちづくりを推進されているところでございます。このため、本町の資源をいま一度見直し、あらゆるバイオマスの活用を目指したバイオマス産業都市構想づくりに取り組むこととして、国の補助事業を活用するものでございます。

今回、予算計上いたします事業概要は、バイオマス産業都市構想を策定するための委員会の開催経費19万3,000円、バイオマス産業都市構想策定業務委託料に410万2,000円をお願いしているところでございます。

次に、3款、民生費、4目、老人福祉費の介護施設等整備事業380万円です。これにつ

きましては、社会福祉法人未生会さんが事業運営をされております和知地区のラポールささゆりの宿において、短期入所の施設からグループホームに転換をされることから、それに必要な改修費に対しまして、町の公的介護施設等整備補助金を交付するものでございます。

次に、1ページ戻っていただきまして、事項別明細書の3ページ、歳入をお願いいたします。

まず、14款、国庫支出金、4目、農林水産業費国庫補助金でございますが、説明欄にありますように、地域バイオマス産業化支援事業補助金としまして300万円を新たに計上いたしております。バイオマス産業都市構想策定経費に充当されるものでございます。

次に、15款、府支出金、2目、民生費府補助金、2節、老人福祉費補助金では、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金として、介護施設の整備に伴います補助金380万円で、全額町を経由して交付をされるものでございます。

最下段の21款、町債、1節、合併特例事業債では、地域交流等拠点整備事業に充当するために1,420万円を借り入れるものでございます。1つ上の18款、繰入金、2目、1節、財政調整基金繰入金では、事業執行に不足します額の財源としまして、1,292万2,000円を繰り入れるものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第59号 平成27年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） これで、本日の議事日程は全て終了しました。

よって、本日はこれをもって散会します。

次の本会議は3日に再開しますので、定刻までにご参集ください。ご苦労さんでございました。

なお、この後、議員控室におきまして、議会広報特別委員会が開催されますので、委員の皆さんは、お疲れのところ大変ご苦労さんですが、よろしくお願いいたします。

ご苦労さんでございました。

散会 午前 9時42分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 篠塚信太郎

〃 署名議員 東まさ子